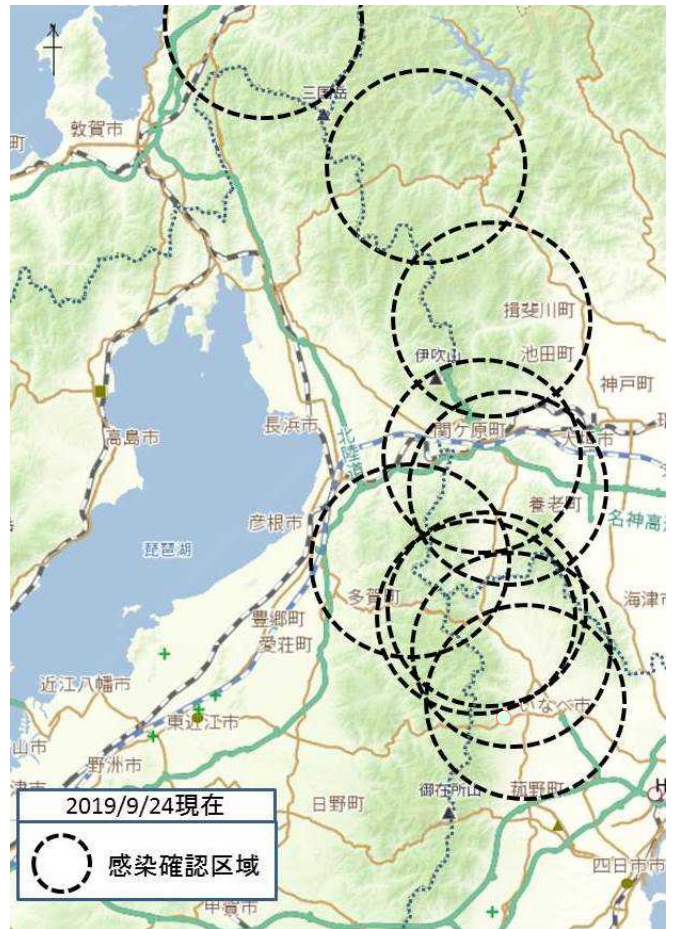


狩猟者の皆様へのお願い

捕獲したイノシシの取扱いについて

◆ 県内および隣県で豚コレラに感染したイノシシが確認されています（右図）

- 捕獲したイノシシの死体は埋設等の適切な処理をお願いします。
- 捕獲したイノシシを運搬する際は血液等が漏出しないようビニールで密閉するなど拡散防止にご理解願います。
- 交差汚染の防止については、別紙「滋賀県内で狩猟される皆様へ」をご確認のうえ、「洗浄」等をお願いします。
- 最新情報は農林水産省や滋賀県のホームページをご確認ください。



◆ 感染確認区域において狩猟をされる場合

- 環境中のウイルス濃度が高いおそれがあることから、豚コレラウイルスの拡散防止にご留意願います。
- 区域内で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等は、原則として区域外に持ち出さないでください。
- 肉を利用する場合は、現場や付近の解体施設で解体し肉のみを密閉し持ち帰るなど、区域外への拡散防止にご理解願います。

豚コレラウイルスがまん延しないよう、皆様のご協力をお願いします。

- ◆ 死亡した野生イノシシを見つけたら
県自然環境保全課鳥獣対策室までご連絡ください。
平日：077-528-3489
夜間休日：077-528-3140（代表）

【お問合せ先】
滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課
TEL：077-528-3489